

# 「ネモフィラの丘写真コンテスト 2024」実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、ネモフィラと大分農業文化公園るるパーク（以下「るるパーク」という。）の魅力を広く画像で発信するために行う「ネモフィラの丘写真コンテスト 2024」（以下「写真コンテスト」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (実施手法)

第2条 写真コンテストは、スマートフォン向け写真共有アプリケーションの Instagram を用いて実施するものとする。

## (テーマ)

第3条 写真コンテストのテーマは「ネモフィラの丘」（フラワーガーデン）とし、ネモフィラの魅力が伝わり、るるパークに行ってみたくなるような作品を募集する。

## (実施期間)

第4条 写真コンテストの実施期間は、令和6年3月23日から令和6年5月12日までとする。

## (応募者)

第5条 写真コンテストの応募者は第1条の趣旨に賛同し、日本国内に在住し、自身の Instagram アカウントを公開している者とする。

## (応募方法)

第6条 写真コンテストの応募者は、次の各号に掲げる要件を遵守し、第3条のテーマに沿った画像を Instagram に投稿するものとする。

- (1) 応募者が取得した Instagram のアカウントを公開していること。
- (2) Instagram るるパーク公式アカウントをフォローしていること。
- (3) 画像を投稿する際にはハッシュタグ「#ネモフィラの丘写真コンテスト 2024」を入力すること。なお、同ハッシュタグの他にその他複数のハッシュタグを入力することは差し支えない。

## (投稿の制限等)

第7条 応募者の投稿回数に制限は設けないこととする。ただし1投稿1作品とする。複数の画像が1回の投稿に添付された場合は最初の画像を応募したこととみなす。

- 2 投稿する画像は、応募者が撮影した未発表のものに限るものとする。
- 3 投稿する画像は、令和6年に撮影した画像に限るものとする。
- 4 人物を撮影した画像は、被写体となった者の了解を得たもののみ投稿することができる。
- 5 画像は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更などの加工を施して投稿することができるが、合成した写真や組写真は投稿することができない。

(禁止事項)

第8条 写真コンテストにおいて、次の各号に掲げる要件を禁止事項とする。

- (1) 本コンテストの運営を妨害する行為
- (2) 他人の名誉、社会的信用を毀損する行為
- (3) 他人のプライバシー、肖像権、パブリシティ権を侵害する行為
- (4) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- (6) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による、なりすまし行為
- (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為
- (8) 他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を投稿する行為
- (9) 法令に違反する行為及び違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為
- (10) わいせつ、児童ポルノ及び児童の性的搾取を助長するデータを投稿する行為
- (11) 公序良俗、一般常識に反する行為
- (12) Instagram の利用規約・法令に違反する行為
- (13) その他上記に準ずる行為

(費用の負担)

第9条 画像を投稿する際に必要なインターネットの通信料については、応募者が負担するものとする。

(選定及び報償等)

第10条 第6条及び第7条の要件を満たす投稿のうち、特に優れていると認められる画像を撮影した18名を選定し、当該画像を入賞作品とする。

- 2 当該画像を投稿した者（以下「受賞者」という。）には、報償を提供するものとする。
- 3 第6条及び第7条の要件を満たしていない投稿は、選定の対象外とする。

(受賞者への連絡)

第11条 るるパークは、Instagram のメッセージ機能を利用し、受賞者に6月下旬までにその旨を連絡するものとする。

- 2 受賞者は、次に掲げる事項をるるパークが指定する日までに電子メールにて連絡するものとする。またその電子メールに入賞した画像データを添付するものとする。
  - (1) 受賞者の住所
  - (2) 報償の発送先
  - (3) 氏名
  - (4) 年齢
  - (5) 電話番号
- 3 るるパークが指定した日までに連絡がない場合は、受賞の権利が失効するものとする。
- 4 内容の不備等の理由により報償が届けられない場合は入賞の権利を無効とするものとする。
- 5 入賞の権利は第三者に譲渡・換金できないものとする。

(受賞者の公表)

第 11 条 るるパークは、受賞者が決定した後、投稿された画像及び受賞者のユーザーネーム・アカウント名をるるパークホームページおよび Instagram るるパーク公式アカウントにおいて公表するものとする。

(個人情報の保護)

第 12 条 るるパークは、応募者の個人情報を厳重に管理し、報償等の郵送以外の目的のために利用しないものとする。

(著作権等)

第 13 条 投稿された画像の著作権は応募者に帰属するが、るるパークは期間の制限なく、投稿された画像を必要に応じてトリミング等の補正を行った後、るるパークのホームページ、るるパーク Instagram 公式アカウント、るるパークが発行する印刷物、るるパークが実施するイベントでの展示等、るるパークの広報活動および広告宣伝活動において無償で利用することができるものとする。応募者は著作者人格権を行使しないものとし、応募した時点でこれら全てに同意したものとみなす。

2 投稿された画像において肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、るるパークは一切責任を負わず、応募者の責任によって解決するものとする。

(損害に対する責任)

第 14 条 るるパークは、写真コンテストが第 1 条の趣旨のもとに行われることに鑑み、応募者の投稿により生じた損害等に対する責任は、その原因の如何を問わずこれを負わない。

(庶務)

第 15 条 写真コンテストの実施に係る事務は、大分農業文化公園管理事務所事業研修課において行う。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和 6 年 3 月 23 日から施行する。